

第五十二回 帝國議會  
衆議院

# 銀行法案外四件委員會議錄(速記)第九回

昭和二年三月五日(土曜日)午後二時十  
六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小野 義一君

理事 荒井 建三君

理事 佐々木長治君

理事 清水 長鄉君

理事 川崎安之助君

佐藤富十郎君

浅川 浩君

山口 嘉七君

山口 恒太郎君

木暮武太夫君

平山爲之助君

小川郷太郎君

原 夫次郎君

山口 左一君

同月四日委員中山貞雄君五日委員山本厚三君、菅原英伍君、佐藤實君、高鳥順作君孰レモ辭任ニ付其ノ補闕トシテ同日高鳥順作君、五日佐藤富十郎君、淺川浩君、永田善三郎君、前田房之助君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席席務大臣左ノ如シ

大藏大臣 片岡 直溫君

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 武内 作平君

大藏省主税局長 黑田 英雄君

大藏省銀行局長 松本 倭君

司法參與官 八並 武治君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

大藏書記官 加藤榮一郎君

司法書記官 赤羽 熙君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

銀行法案(政府提出)

貯蓄銀行法中改正法律案(政府提出)

農行銀行法中改正法律案(政府提出)

北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)

○小野委員長 是ヨリ第九回委員會ヲ開會致シマス、質問ハ前回ニ於テ一應盡キマシタノデ、當時御諮詢致シマシタ通リ、今日ハ討議ニ入ル筈デアリマスガ、豫テ留保サレタル前田君ノ御質問ヲ御許シ致シマス、前田君

○前田委員 目下我國ノ經濟狀態カラ

マスガ、豫テ留保サレタル前田君ノ御

質問ヲ御許シ致シマス、前田君

ス、御承知ノ如ク英米各國ニ於キマシテモ、此手形ノ確實性ヲ帶ビテ居ルカ

旨ニ基イテ手形引受會社——官民合同ニ依ル此會社ヲ御持ニナル所ノ意思ヲ

有セラレルヤ否ヤト云フ事ヲバ、大藏

政府ハ是ニ保證モ爲シ、又進ンデ割引

ヲ爲ス、斯様ナ機關ガ相當整備サレテ

カト思ヒマス、ソコデ政府ニ御尋申上

ヲ設置スルコトガ最モ必要デナカラウ

カト思ヒマス、ソコデ政府ニ御尋申上

ノ經濟狀態カラ見マシテ、此種ノ機關

付託議案  
貯蓄銀行法中改正法律案(政府提出)  
農工銀行法中改正法律案(政府提出)  
北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)  
非訟事件手續法中改正法律案(政府提出)  
兌換銀行券整理法中改正法律案(政府提出)

出來ルカ否ヤ、出來ルトスレバドウスレバ宜イカト云フコトハ、是ハ餘程考慮スルト同時ニ、金融制度調査會等ニモ詰マテ見ナケレバナラヌコトデアリマス、篤ト考慮シテ見ヤウト云フ事ヲ申上ゲルヨリ外、茲ニ的確ナル御答ヲ

○前田委員 只今ノ質問ニ依リマシテ、其趣旨ニ對シテハ政府ハ御贊成デアルカノ如クニ聞及ビマシタノデ、成程之ヲ的確ニ今御答辯下サルト云フコトハ政府トシテハ責任上御困難ナル事ガアラウト思ヒマスカラ、私ハ是レ以上此質問ニ對シテハ申サヌ積リデアリマス、唯希望トシテ政府ガ速ニ今申上ゲタ趣旨ノ下ニ、速ニ相當ナル御考慮ヲ下サルト云フコトガ、我ガ金融ノ現狀ニ照シテ最モ必要デアルト云フコトヲ申上ゲマシテ此點ハ質問ヲ致シマセヌ、未だ第二ト致シマシテ——一言御断リヲ申上ゲタイノハ、私ハ本月初メテ此會ニ出席致シマシタノデ、或ハ既ニ質問ヲモ重複スル虞ガアルカモ知レヌト思フノ事デアリマス、之ニ附帶シタ問題デアリマスルガ、今回御提案ニナツテ居ル所ノ此銀行法案ハ、成程前ノ銀行條例ニ比較致シマスレバ、改善ノ跡ハ確ニ吾ニハ認ムル者デアリマス、併ナガラ

此銀行法ノ實施ニ方ダテ、若シ此運用宜シキヲ得ザル場合ニ於キマシテハ、地方金融ノ動モスレバ壓迫サレントスル方金融ノ圓滑ヲ動モスレバ阻碍スルト云フコトヲ私ハ憂ヘルノデアリマスガ、是ハ本會議ニ於テモ、既ニ委員會ニ於テモ、相當質問ガアッタヤウデアリマスガ故ニ、重ネテ御尋ハ申上ゲヌノデアリマス、唯此運用ヲ誤ル場合ニ於キマシテハ、地方金融ガ現在以上ニ壓迫ヲ被ル、吾ニ同志ト致シテハ度々論議セテモ、地方ヨリ集メタ金ハ努メテ地方ノ產業ノ爲ニ投資ヲ願ヒタイ、斯様ナ事ヲ再三吾ニ同志トシテハ希望致シテ居リマスガ、從前カラノ種々ナル關係カラシテ、未ダ吾ニノ希望スルガ如クニ地方ニハ還元サレテ居ラヌノデアリマス、又此銀行法ノ改正ニ付キマシテモ、若シモ政府ノ合同ノ方針ナルモノガ、大都會ノ銀行ニ之ヲ合同スルト云フヤウナ方針ノ下ニ合同サレマスナラバ、申ス迄モナク地方ノ銀行ト云フモシ定員ヲ増加ヲサレテ、サウシテ大銀行家或ハ學者ノミヲ以テ網羅スルコトニ定員ニ達シテ居リマスガ、今日ハ少シ定員ヲ增加ヲサレテ、サウシテ大銀

○前田委員 私ハ地方銀行ニ關係アル者ガ委員デナイカラ、地方金融ガ輕視サレルト云フコトヲ斷定致シタ譯デハナインデアリマス、矢張人間ト云フモノハ、如何ニ公正ナ人デモ事業ニ關係ナ有リマスレバ、自己ノ利害ト云フコトヲ常ニ念頭ニ置イテ居ル、是ハ人間ノ弱點ダラウト思フ、又實際ニ於テ地方多年金融事業ニ從事シテ居ル者ハ都會ニ居ツテ大銀行ノミヲヤッテ居ラレル所ノ者ヲバ委員トシテ増加サレル所ノ御意思アリヤ否ヤヲ御尋申上ゲタイト思フノデアリマス

○片岡國務大臣 御尋ノ要旨ハ御尤トス様ナル方針ヲ政府トシテハ取テ戴クコトガ洵ニ結構デアラウト思フノデアリマスガ、是モ既ニ御質問ニナツテ居ルヤウニ聞及シテ居リマスカラ、御尋マシテ、結局實行シナケレバナラヌモト思ヒマスカラ、矢張地方銀行ニ關係院ニ提出シテ、先づ以テ其意見ヲ聽クノデアリマス、ソレニ依テ定マルノデノ意見ヲ聽カナケレバ一方ニ偏シタモノニナルトハ思ヒマセヌ、政府當局者アル所ノ所謂銀行家ナリ關係者ト云フモノハ、一人モ此調查委員ニナツテ居ラヌノデアリマス、隨テ此調查委員會ニ於テ研究サレテ居ル事柄ガ、動モスレモノハ、一人モ此調查委員ニナツテ居ラニ考慮シテ居リマス、併ナガラ地方ノ人ト申シマシテモ、人ニ依テハ都會ノコトニモ通ジ、地方ノコトニモ通ジテ居ル人ガ無イトモ限リマセヌ、今御話ノコトハ篤ト念頭ニ存シテ置クコトニ致シマス

ノ有ル者モ其中ニ入レラレテ、サウン  
テ十分討議ヲ盡サセテ、政府ノ原案ヲ  
御拵ヘニナル材料ニ供セラレルコトガ  
シ是モ大藏大臣ガ趣旨ニ於テハ肯定サ  
レテ居ルヤウデアリマスカラ、此點ニ  
付テハ是レ以上質問スル必要ヲ認メ  
ナイノニアリマス、唯吾ミノ希望ガ一  
日モ早ク達成サレ、バ洵ニ仕合ト思フ  
ノデアリマス、モウ一ツ御尋申上ゲ今  
イノハ、是ハ既ニ他カラ質問サレタカ  
ノ如ク思フテ居リマスガ、検査ニ關スル  
問題デアリマス、不良銀行ニ對シテハ、  
臨時ノ検査ヲ迅速ニシナケレバナラヌ  
ト云フコトハ、固ヨリ必要デアリマス、  
併シ銀行ノ検査ノ如キモノヲ、定期ニ  
行ハズシテ必要ニ應ジ時々ヤリマス  
ト、預金者ハ非常ニ神經過敏デアリマ  
スカラ、直ニ取付ニ遭フトカ、或ハ幾多  
ノ弊害ガ助長サレルモノデアリマス、  
ソレデ吾ミト致シテハ、成ベク臨時ノ  
検査ハ避ケネバナラヌ、併シ不良デア  
リ必要ノアルモノハ、迅速ニヤル必要  
ガアルコトハ勿論デアリマスガ、成ベ  
ク避ケナケレバナラヌト思フ、ソレト  
同時ニ定期ノ検査ヲ必ズ厲行スル、サ  
ガアツテ政府ハ豫算ノ關係上ムヅカシ  
イト云フ御答辯ガアツタヤウニ承ラテ居  
リマスガ、現ニ生命保険ノ如キモノモ  
一年ニ一回ヤフテ居ルノデハナイカト

思ヒマス、是ハ前ニ臨時的ニヤツテ、始終物議ヲ醸シタ爲ニ、定期ニヤルコトニナツタヤウニ承知シテ居リマスガ、全國ノ銀行ヲ一年ニ一回ヤルト致シマシテモ、左程經費ハ増加致シマスマイト思ヒマス、増加ヲシテモ極ク僅カナ金デアラウト思フ、デアリマスカラ銀行法ノ改正ト共ニ、一年一回定期検査ヲヤルコトヲ希望致シテ居リマスガ、若シ豫算ガ無クテ本年カラ直ニヤレナイト云フナラバ、追加豫算トシテ御提出ニナクテモ、恐ラク衆議院トシテ異議ハアルマイト思フノデアリマス、此點ニ付テモウ一度大藏大臣ノ御眞意ヲ伺フテ見タイノデアリマス、直ニ本年度ヨリ厲行サレル意思アリヤ否ヤ、追加豫算トシテ御提出ナサル意思アリヤ否ヤ、此點ニ付テ再び大藏大臣ノ御答辯ヲ希望スル次第デアリマス

アリマスガ、是ハ人ト旅費ニ關シマス、  
サウ小部分トモ行カヌ、ソレカラ又銀  
行局長ハ今ノ前田君ノヤウナコトガ行  
ハレマスト非常ニ喜ブデアラウト思ヒ  
マスガ、他ノ機關ニ於テ、アレヲヤラ  
スナラバ己ノ方モ斯ウシテ吳レト云フ  
ヤウナコトガアツテ、中ミムヅカシイ問  
題デス、是ハ實際局ニ當ラナイト分リ  
マセヌガ、實ハ私豫算編成デ大分苦シ  
ダ、一ツノ事ヲ決メルノハ譯ハナイガ、  
今年銀行検査ノ方ニ是ダケノ人員ヲ増  
シタコトガ餘程検査ニ重キヲ置イタ證  
據デアリマス、併シ是モ保険ノ方ト權  
衡ヲ取フテ、ドウモ銀行ヲ斯ウスレバ、保  
険ノ方モ斯ウシナケレバナラヌト云フ  
コトデ、保険ノ方モ勅任ヲ主任ニスル  
ト云フ途ヲ開イタノデアリマス、サウ  
云フ譯デアリマスカラ、今年追加豫算  
デ銀行ダケノ事ヲ、他ノ方ヲ構ハズヤッ  
テシマウト云フ譯ニハ行キマセヌ、本  
年ハ是デ大進歩デス、是迄七年ニ一漏  
シカ検査ガ出來ナカツタノガ、三年ニ一  
遍ヤレルノデスカラ、先ヅ是デ一旦ヤ  
テ置キマシテ、ソレカラ段々諸君ノ  
適切ナル御論等ニ依テ、少クモ隔年ニ  
一回定期検査ガ行ハレルヤウニシタ  
イト思ヒマス、只今ノ御趣意ニ對シテ  
ハ御同感デアリマス、而シテ之ヲ爲ス  
ガ爲ニ本年追加豫算ヲ出ス意思ハナイ  
カト云フコトニナリマスト、追加豫算  
ヲ出スト云フ意思ハ持ツテ居リマセヌ  
○前田委員 私ハ質問ハ是デ打切ルノ

デアリマスガ、只今此検査ニ付テモ趣旨ハ是認下サツタト云フコトハ、大ニ満足スルノデアリマスガ、申スマデモナク、銀行検査ノ厲行ト云フコトハ、餘程必要ナコトデアリマンシテ、若シ從前カラ此検査ヲ厲行シテ居リマスルナラバ、或ハ昨日デアリマンシタカ、震災手形ノ問題ニ付テ議會デ紛擾ノ起ルト云フコトモ大ニ避ケ得ラレタカトモ思フノデアリマスガ、兎ニ角他ノ事柄ト達ヒマシテ、此銀行内ガ不整頓デアリ、缺陷ガ生ジテ居ルト云フコトハ、金融界全體ノ一大脅威デアリ、一大影響ヲ及ボスヨトデアリマシテ、洵ニ由々敷事柄ニアラウト思ヒマスカラ、願ハクバ大藏大臣ハ能ク他省トノ折合ヲ付ケラレテ、私ハ出來得ベクンバ追加豫算ヲ提出サレンコトヲ希望スルノデアリマス、吾又衆議院ト致シマシテモ、大ニ輿論ヲ起シマシテ、若シ御提案ニナルナラバ、喜ンデ協賛ヲスベク努力ヲシテ目タイト思フノデアリマスガ、是ハ實ニ私ハ一日モ早クヤル必要ガアラウトモノノデアリマス、併シドウ致シテモ大臣ノ立場上、本年ハ出セヌト云フ御話デアリマスルナラバ、三年ニ一度位検査ヲヤリマシテモ、私ハ何ニモナラヌト思フ、是ハ昔ト達ヒマシテ、大戰争以來我ガ金融ノ状態ハ非常ニ大キク多ノ新シイ缺陷ガ生ズルダラウト思フ

ノデアリマス、デアリマスカラ、ドウ致シテモ矢張一年ニ一回位ハ定期検査ヲヤルト云フ必要ヲ吾ミハ飽マデモ認メル者デアリマスカラ、本年ドウシテモ大藏大臣トシテ追加豫算ガ出セナイト云フ御肚デアリマスナラバ、ドウカ明年度ハ必ズ之ヲヤッテ戴クト云フコトヲ希望致シマシテ、其外種々御尋申上ゲタイコトモアルノデアリマスガ、本日ハ私トシテハ是デ質問ヲ打切りマス〇小野委員長之ニテ質問ハ完全ニ終了致シマシタ、然ルニ神崎君及原君ヨリ討議ニ直接且ツ必要ナル御質問ガアルト云フコトデアリマスカラ、特ニ其條件ヲ以テ兩君ニ御質問ヲ御許致シタトイ思ヒマスガ、如何デスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○原委員 前田君ノ質問ト同時ニ私ハ實ハ質問ヲ留保シテアツタノデスガ、ソレハ委員長能ク御承知デアラウト思フ、ドツチデモ許サレ、バ宜イケレドモ、サウ云フコトニナッテ居タノデス〇小野委員長併シ討議ニ直接關係ノコトデナクデスカ

○原委員 關係ガアリマス、神崎君

○小野委員長 一寸順序ガアリマス、神崎君

依リマスレバ、株式會社デナケレバ  
ケナイト云フコトニナツテ居ルノデア  
リマスカラ、從來ノ合資デアルトカ、合  
名若クハ個人ノヤツテ居ル銀行ハ、ドウ  
云フヤウニ引直ス積リデアルカ、是ハ  
非常ナ面倒ナコトデアリマシテ、登錄  
稅ナドニモ關係ノ有ルモノデアル、何  
カ之ニ付テ政府ノ御便宜ノヤウナ御考  
デモアルカ、唯第三條ニ斯ウ云フヤウ  
ナ規定ガシテアレバ、從來ノ銀行ハ全  
ク解散シテ新ニ立テルノ外ハナイノデ  
アル、サウ云フコトハ大變面倒デアル、  
一ツ其趣旨ノアル所ヲ聽イテ貰ヒタ  
イ、斯ウ云フコトデアル、ドウカ御迷惑  
ナガラ御答ヲ願ヒタイ

○神崎委員 重ねて御尋致シマスガ、登録税ノ如キハドンナコトニナリマスモノト考ヘテ居リマス  
○神崎委員 重ねて御尋致シマスガ、登録税ノ如キハドンナコトニナリマスモノト考ヘテ居リマスカ  
○黒田政府委員 合資會社、合名會社等ガ組織ヲ變更致シマシテ、株式會社ニナルト云フコトニナリマスト、是ハ勿論登録税ガ掛カルノデアリマス、唯今回ノ登録税法ノ改正ニ於キマシテハ、合併又ハ其組織ノ變更ト云フコトハ成ベク便宜ヲ圖ルト云フ意味ヲ以チマシテ、從前ノ資本金額ヲ越エナイ部分ニ付キマシテハ、千分ノ二ヲ千分ノ一ニ輕減ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、併シ今回ノ銀行法ニ依リマシテ變リマス場合ニ於テ、新設致シマスレバ、ソレニ依テ新設ノ登録税ガ掛カルト云フコトハ免レナイト考ヘテ居リマス  
○神崎委員 合併ニ付キマシテハ今回ノ登録税ニ依リマシテ何程カノ恩典ニ與カルノデアリマスカ、從來ノ銀行ト云フヤウナモノヲ今度株式會社ニ引直係ナインデアリマセウカ、合併ト云フコトニ付テノ恩恵ニ浴スルカドウカト云フコトヲ御尋シタイ  
○黒田政府委員 組織變更ニ相成リマスレバ、是ハ今回ノ改正ニ依リマシテ

○神崎委員 尚ほ御尋致シマス、サウスルト尙ほ實例ヲ擧ゲテ申シマスレバ、モノヲ株式會社ニ變更スルト云フコトニナレバ、詰リ登録稅法ノ示シタ恩惠ニ浴スル、斯ウ云フコトニナルノデスマス

○黒田政府委員 只今例ニ御擧グニナリマシタヤウナ場合ニ於キマシテハ、組織變更デハアリマセヌ

○神崎委員 サウスレバ組織變更ト云フヤウナコトヲ今御述ニナッタノデアリマスガ、私ノ質問ニ餘リ關係ノナイコト、思フノデアリマス、私ハ銀行ト銀行ノ合併ニ付テノ御尋デハナイノデアリマス、詰リ斯ウ云フヤウナコトニナリマスレバ、從來ノ合資會社、合名會社若クハ個人銀行ト云フモノガ株式會社ニナラナケレバナラナイ、斯ウ云フコトデアリマシタナラバ、種々ナル面倒ヲ見ルノミナラズ、登録稅法ニ依テ登錄稅ノ負擔ヲスルト云フコトハ非常ナ困難デアル、非常ナ困難デアルト云フコトニナッタナラバ、ドウデアルカ、合併ト云フヤウナコトニ付テモ始終政府ハ心配サレマシテ、幾多ノ特典ヲヤッテ居ルノニ今回ハ更ニ特典ヲ御與ヘニナッテ居ラヌト云フノハドウ云フヤウナコトデアルカ、斯ウ云フ御尋デアリマス

方カラ御答辯申上ゲタ方ガ適當デアル  
ノカモ知レマセヌガ、一應私カラ御答  
ハ、變更當時ノ拂込資本金額ヲ越エナ  
イ部分ニ付キマシテハ半減ヲ致シテ、  
成ベク組織ノ變更ヲ簡易ニスルト云フ  
趣旨ヲ以テ改正ヲ致シタノデアリマス、  
今回ノ銀行法ニ依リマスト、種々ノ場  
合ガアラウト思ヒマスガ、組織變更ノ  
場合ニ於テハ、勿論登錄稅ニ於テハ今  
回ハ其點ニ考慮ヲ致シテ居ラヌノデア  
リマス、是ハ只今銀行局長モ述ベラレ  
タ通り、其組織ノ變更ニ付テハ七年ノ  
猶豫ガアルヤウニ承知シテ居リマス、  
大體ニ於テ現在ノ合資會社、合名會社ガ  
自然株式會社ニ變ルト云フノハ今日ノ  
經濟界ノ趨勢ニナッテ居ルヤウニ思フ  
ノデアリマス、殊ニ銀行ノ場合ニ於テ  
ハ相當ノ猶豫期間モ與ヘテ居ルコトデ  
モアリマスシ、之ニ對シテ登錄稅ヲ輕  
減スル必要モナカラウト云フ考ヲ以テ、  
今回ハ其點ニ考慮致サナカッタノデア  
リマス

トハ、一部ノ人ニハ大變迷惑ナコトデ  
アルカラ、何カ之ニ付テ特殊ナ恩典、デセ  
モ御考下サル譯ニハ行カナイモノデセ  
ウカ

○松本政府委員 個人銀行ガ株式會社  
ニナル場合、或ハ合名會社、合資會社ガ  
法律ニ依テ株式ニ組織ヲ變更セネバナ  
ラヌ場合ニ於テハ、無論手續其他ニ付  
テハ十分寛大ナ處置ヲ執リタイト思フ  
テ居リマスガ、特ニ恩典トカ、特典トカ、  
何カ他ニ法律的ノ便法ヲ付スルト云フ  
コトハ、法制上非常ニムヅカシイ問題  
デ不可能ト存ジマス

○神崎委員 モ少シ質問シタイノデス  
ガ、是レ以上ハ議論ノ相違ニナリマス  
カラ打切りマス

○原委員 私ハ先づ簡単ナ所カラ片  
付ケヤウト思フ、第四十三條附則ノ規  
定デスガ、此條文ハ第一項ト第二項  
トニ分レテ居ツテ、隨分規定ノ仕方ガ、  
立法技術トシテハ不手際ナ仕方ト思フ  
ガ、ソレ等ハ形式論デ、實質論ノ方カラ  
言ツテ疑ノ存スルノハ、今日ノ銀行條例  
デハ銀行ノ出張所又ハ代理店ト云フモ  
ノハ、是ハ何等ノ制限ヲ受ケナイデ大  
藏省ハ之ヲ看過シテ居ル、何處へ出張  
所ヲ置カウガ代理店ヲ置カウガ、ソレ  
ハ全ク銀行側ノ自由ニ屬シテ居ツテ、法  
規デ制限シナイ、之ヲ設ケタモノハ何  
レモ多大ノ費用ヲ投ジテ、其營業所ヲ  
建築スルトカ、或ハ借受ケルトカ、或  
其地方ノ得意先ナドヲ網羅シテ居ル、

サウスルト其出張所又ハ代理店ヲ出シ  
タ者ノ側カラ見ルト、營業ノ自由ヲ許サ  
レタ範圍内ニ於テ行動致シテ居ルモノ  
デアッテ、ソコニ費用ヲ投ジテ營業所又  
ハ代理店ヲ設ケテ居ル者ハ、一種ノ既  
得權ヲ持ツテ居ルモノト言ハナケレバ  
ナラヌ、然ル所取締上是ガ甚ダ不便デア  
ルカラ、此新法ニ於テハ之ヲ取締ラウ  
ト云フ、此精神ハ洵ニ結構デアル、此精  
神カラ推シテ行ケバ、今後新ニ出張所  
又ハ代理店ヲ設ケル場合ニ於テハ、大藏  
大臣ノ認可ヲ受ケサセナケレバナラヌ  
ト云フコトハ當然ナ事デアルト思フノ  
デスガ、然ルニモ拘ラズ改正法案デハ此  
法ヲ施行ノ場合ニ於テ、一年内ニ現在  
アルモノハ全部大藏大臣ノ認可ヲ受ケ  
ナケレバナラヌト云フコトニナツテ居  
テ、是マデ資本ヲ投ジテ居ル者ニ對ス  
ル補償ノ途モ何モナイ、斯ウ云フ獨斷  
專行ナコトニナツテ居ル、斯様ナ立法例  
ハ是マデ他ノ法令ニモアルト云フコト  
ハ承ツテ居ルケレドモ、是ハ人權ヲ無視  
シタ遣方デ、餘リ良イ方法トハ思ハナ  
イ、ソコデ私共ハ是マデ許シテアル所  
ノ出張所代理店ノ如キモノハ之ハ制限  
スルコトナクシテ、其儘存續セシムル、  
斯ウ云フ方途ニ出デナケレバナラヌモ  
ノト思フノデアリマス、當局者ノ此點  
ニ對スル所見ヲ承リタイ

務大臣ノ認可ヲ受ケシムルト云フコトハ酷デナイカト云フ御質問ニ承リマシタ、是ハ斯ウ云フ事情ガアルノデアリマス、現在出張所ト稱シテ支店ノ實ヲ舉ゲテ居ルト云フモノモ少クナイヤウニ私ハ觀察致シテ居リマス、認可ヲ受ケズニ出張所ヲ設ケテ居リマスモノモ可ナリ多イヤウニ思フノデアリマス、左様ナ事情モアリマシテ、是ハ金融制度調査會ニ於キマシテモ問題ニナツテ居ツタノデアリマスガ、原サンノ言ハレル通リ、既ニ其處ニ設備モシテ居ルノデアリマスカラ、成ベク是ハ寛大ニ取扱ツテ行キタイ、サウシテ非常識ノコトヲ爲サナイヤウニ致シタイト云フ考ハ十分持ツテ居リマス

リマスカ、ソレヲ一ツ伺フテ置キタイノ  
デアリマス  
○八並政府委員 此法律以外ニ依テ罰  
セラレルト云フヤウナ場合ニ於テハ、  
之ニ依テハヤラナイト云フコトヲ特ニ  
明ニ致シタノデアリマス  
○原委員「此法律以外ニ於テ罰セラレ  
ルヤウナ場合ニ於テハ、第三十五條ノ  
適用ヲ受ケナイ、斯ウ云フ御答辯デア  
リマスケレドモ、此法律以外ノ罰則ニ  
觸レタ場合ニハ、固ヨリ此法律ノ中デ  
モ三十五條ノ規定以外ノモノモ矢張這  
入ルノデハナイノデアリマスカ

○八並政府委員 是ハ要スルニ刑法ト  
カ、其他ニ刑罰法令ガアリマスナラバ、  
此以外ニ在ルト云フコトヲ申上ゲタノ  
デアリマス  
○原委員 此條文外デアリマスカ  
○八並委員 サウデアリマス  
○原委員 サウスルト第三十五條ノ第  
三號ニ「又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタ  
ルトキ」トアリ、第四號ニ「不實ノ届出  
若ハ公告ヲ爲シタルトキ」トアリ、第五  
號ニ「二十三條ト二十九條ノ規定ニ依  
リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令  
ニ違反シタルトキ」第六號ニ「本法ニ基  
キテ發スル命令ニ違反シタルトキ」ト  
アリマスガ、是等ノ點ニ付テ十分明瞭  
ニ分ラナイノデアリマスカラ御説明ヲ  
願ヒタインデアリマス  
○八並政府委員 餘リ細カイ點デアリ  
マスカラ、説明委員カラ説明ヲ致サセ

マスカラ左様御諒承ヲ願ヒマス  
○赤羽司法書記官 私カラ御答辯申上  
ニ於キマシテ「之ニ記載スヘキ事項ヲ  
記載セス又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルト  
キ」ト云フノハ、要スルニ刑法ニ於テ取  
締リ兼ネル場合ヲ規定シタノデアリマ  
シテ、刑法ニ於テ處罰スルコトガ出來  
ナイカラシテ特ニ此處ニ規定シタノデ  
アリマス、本來是ハ學問上文書偽造ト  
云フヤウナコトハ起リマセウケレドモ、  
刑法上デハサウ云フ場合ヲ處分スル規  
定ガゴザイマセヌカラ、特ニ此處ニ掲  
ゲタノデゴザイマス、ソレカラ第四號  
ニ於ケル「不實ノ届出若ハ公告ヲ爲シ  
タルトキ」ト云フコトニ付キマシテモ、  
刑法上之ニ付テ特別ノ規定ガゴザイマ  
セヌノデ、此方ノ取締ガ出來マセヌガ、  
併シソレハ刑ヲ以テ處罰スル程デナイ  
ト云フノデ斯様ニシタノデアリマス、  
尙ホソレ以外ノ各法例ニ於キマシテ、  
斯ウ云フ場合刑ヲ課スルト云フ特別規  
定ガアッタ場合ニ於テハ、其刑罰法規ニ  
從テ之ヲ取締ル、斯ウ云フ趣旨ニシタ  
ノデアリマス、ソレカラ第六號ノ「本法  
ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ」  
ト云フノハ、本法ニ委任サレタ命令ニ  
基イテ取締ノ命令ガ出ヤウト思ヒマス  
ガ、其命令ニ違反シタ場合ニ於テ、同様  
に虛ノ事ヲ書イタ、サウシテソレヲ主

シタルトキト云フノハ、是ハ矢張其前  
ゲマス、只今御尋ノ三十五條ノ第三號  
ニ於キマシテ「之ニ記載スヘキ事項ヲ  
記載セス又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルト  
キ」ト云フノハ、要スルニ刑法ニ於テ取  
締リ兼ネル場合ヲ規定シタノデアリマ  
シテ、刑法ニ於テ處罰スルコトガ出來  
ナイカラシテ特ニ此處ニ規定シタノデ  
アリマス、本來是ハ學問上文書偽造ト  
云フヤウナコトハ起リマセウケレドモ、  
云フ疑義ハ起キナイダラウト思ヒマス  
○原委員 サウスルト前ニ戻ツテ、三十  
五條ノ但書ノ他ノ條文デ罰スベキ場合  
ハ此ノ限ニ在ラズト云フ意味ニ付テ  
ハ、只今私ガ指摘シタ所ノ點ハ他ニ罰  
スベキ事柄ガ何カアルデセウカドウデ  
セウカ  
○赤羽司法書記官 文書偽造罪ト云フ  
コトダケニ限局スレバ、先程御答致シタ  
ニ付テモ左様ト思ヒマス  
○原委員 主務官廳カラ命令ヲ以テ會  
社ノ内容ノ報告ヲ求メラレタル場合  
ニ、虛偽ノ記載ヲ書イテ出セバ、是ハ當  
然刑法ノ文書偽造罪ニナラヌト云フコ  
トハドウ云フ譯デセウカ  
○赤羽司法書記官 只今ノ御尋ニ付テ  
スル場合モアラウト思ヒマス、此作成者  
自ラガ虛偽ノ文書ヲ造ッタト云フ場合  
ル場合モアラウト思ヒマス、此作成者  
ニハ、文書偽造罪トナリハシナイモノ  
成立スルコトハ出來ナイモノデハナイ  
ト思フノデアリマス、詰リ自分ノ書面  
ニ虚ノ事ヲ書イタ、サウシテソレヲ主

○赤羽司法書記官 サウスルト一般的ノ法例ニ  
於テ罰スベキ法令ガアル場合ニ於テ  
ハ、當然其方デ罰セナケレバナラヌノ  
デスカラ、サウシマスト茲ニ他ノ法律  
デ罰スベキモノハ此ノ限ニ在ラズト云  
フコトハ要ラヌコトニナリハシナイカ  
ト思ヒマス

○赤羽司法書記官 三十五條ノ規定ハ  
過料トナツテ居リマシテ、刑罰制裁ニ  
ナツテ居リマセヌカラ、ソレデ他ノ場合

ニ於テ刑ヲ科スル場合ニ於テハ、重キ  
刑ヲ科スルト云フコトニナリマスノ  
デ、此處ニハ過料ト云フコトニシタト  
云フ譯デアリマス

重ニ似寄ツタモノヲ造ル必要ガ何處ニ  
アルデセウカ

書類ノ備付提出ニ關スル規定デアリマスガ、商法ノ方ハ單ニ備付ト云フコト

アル、ソコデ同ジ不實ノ記載デアツテ  
モ、先程御尋致シタ三十五條ノ不實ノ

○小野委員長 一寸餘計ナ事ノヤウデ  
スガ、原君ニ御参考マデニ申上ゲタイ

ノミ書イテアルノデアリマス、ソレハ  
商法ノ二百六十二條ノ二ノ第九號ヲ御

記載ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ  
處セラレル、一方デハ一年以下ノ徵役又ハ

○原委員 重イ方デ罰スルト云フノハ  
ソレハ當然ノコトデ、過料デアラウ  
ガ、罰金ダラウガ、體刑ダラウガ、ソン  
ナコトハ罰スペキ法律ガアレバソレデ

ウカ

圓以下ノ過料、商法ニハ五圓以上五百

ハ、是ハ全ク其人ノ意思ニ依テ判斷シナ

○赤羽司法書記官 是ハサウデゴザイマスケレドモ、過料ト刑罰ト異ルモノデゴザイマスカラ、若シ斯ウ云フ規定ガ無イト、双方ノ廣イ意味ノ罰ヲ科スルト云フコトニナリハセヌカト思ヒマ

ウゴザイマス、續ケテ下サイ

スカ銀行法ニ於テハ支配人ヲモ罰ノ  
ルコトデアリマス、商法ニハ支配人ヲ

ク場合ニ於テハ過料デ、刑罰ハ罰金モ懲役デモナイト、斯ウ云フヤウナ想

○原委員 サウ云フ場合ニハ、寧ロ併  
科スルノガ法律ノ本旨デハナイカト申  
ヒマスガ、ドウデセウカ

御質問ノヤウテアリマシタガ商法上同一ノ規定ニ該當致シマスノハ、恐ラ

ルコトハ當然ノ事デアラウト思ヒマス

此意思ヲ判断スルト云フコトニ依テ

○赤羽司法書記官 ソレハ御承知ノ如ク商法ナドデモ同ジヤウナ形ヲ取ツテ居リマスカラ、ソレト同趣旨ニ依ルガ至當デアラウト考ヘテ居リマス

ク第三十五條ノ第三號ノ規定ダラウト  
思ヒマス、是ハ備付若ハ提出書類ノ不  
備、不正ヲ罰シテ居ルノデアリマスガ  
銀行法ニ於キマシテハ、商法ノ要求ス

○原委員 次ニ此三十四條前條ニ連  
聯スル問題アリマスガ、此三十四條  
デハ業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記  
載トカ、虚偽ノ公告トカ、斯ウ云フ手段

ト云フコトハ、是ハ取締法トシテハ其  
ダ危険デナイカト思フノデスガ、其點  
ニ付テ御意見ヲ承ツテ置キタイ

○原委員 サウスルト商法ノ會社ニ  
スル罰則ト、本法ノ罰則トヲ對照スル  
ト云フト、商法ニ矢張同一ナ罰則ガ設  
ケテアルカラ、株式會社ヲ以テ組織ス  
ル銀行ニ特ニ此罰則ヲ置イテ、二重三  
重

ル書類以外ニ、マダ他ニ書類ガアルノデアリマス、本法ニ依リマシテ銀行ニ備付若ハ提出スペキ書類ノ中ニハ、例へば監査書ノ如キモノモアルノデアリマスカラ、特ニ規定ヲ要シマス、銀行法ノハ

ニ依テ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ、不實ノ記載トカ虛偽ノ公告ガ何時モ手段ニナル場合ヲ罰シテアル、ソニカラ二號ニ行クト、検査ノ場合ニ検査ヲ妨ゲタト云フ場合ガ此處ニ規定シテ

○八並政府委員 原君ノ御質問ハ一應  
御尤ノヤウニモ聽エマスノデアリマヌ  
ガ、要スルニ此欺罔ト云フコトハドウ  
云フコトデアルカ、又欺罔ト云フコト  
ハドウ云フ風ニ認定スルカト云フコト

ニ付テ相當ヤリニクイデハナイカ、斯  
ウ云フヤウナ御質問デアラウト私ハ思  
フノデアリマス、併ナガラ欺罔ハドウ  
云フ状態デアルトカ、或ハ裁判所ガ是  
ハ欺罔シテ居ルノカドウカト云フコト  
ヲ判定スルト云フコトハ、既ニ長イ間  
ノ實歷竝ニ總テノ法律ニ於テ既ニ規定  
サレテ居ツテ、是ガ爲ニ危険ヲ生ズルト  
カ何トカト云フヤウナコトハ、私ハ決  
シテ現在ノ實情カラ言ッテ無イト思フ  
ノデアリマス、ソコデ要スルニ三十四  
條第二項ニ、何ミノ方法ニ依テ官廳又  
ハ公衆ヲ欺罔シタルトキト、斯ウ云フ  
風ニ書イテアルノト、ソレカラ三十五  
條ニ於テ單ニ不實ノ記載ヲ爲ストカ、  
不實ノ届出又ハ公告ヲ爲シタルトカ、  
ト云フヤウナコトハ、其實情ニ於テ裁判  
所ニ於テ、私ハ相當ノ異ッタル判断ヲ受  
ケ得ルコトハ、現在ニ於テ決シテ難イ事  
デハナイト考ヘマス、サウ云フ御心配  
ナク是ハ認定ヲシ得ルト考ヘテ居ルノ  
デアリマス、ソコデ欺罔ト云フコトニナル  
ハ御異存ハアルマイカト斯ウ考ヘルノ  
刑ニ處セラレルコトモ、之ニ付テハ私  
方ノ方ハ欺罔デアルト云フコトニナル  
ナラバ、ソレニ對シテ相當ノ刑ヲ科ス  
ルモノデアル、是モ亦御諒承ヲ願ヒタ  
イトスウ思ヒマス

ノ書方デアツテ其不實ノ記載ヲ爲シタ  
事柄ガ、既ニ不實ノ記載ヲ爲スト云フ、  
「不實」ト云フニ文字デ偽リト云フコト  
ガ當然解釋セラレル場合ト、又是ハ其  
欺罔スル考デハナク、不實ナ記載デアツ  
タト云フ ャウナ、ソコハ紙一重デアツ  
テ、全ク此書イタ人間ノ意思ヲ探究シ  
ナケレバ判ラナイノデ、裁判所ニ於テモ  
サウ其單純ニ是ハ片付ケル問題デハナ  
イ、人ノ意思ヲ探究スルノデアルカラ、  
證據ニ依テソレト認定スル場合ニ中  
中容易チヤナイ、少クトモ 銀行ハ不實  
ノ記載ヲ成シタト云フコトデ、是ガ官廳  
ヲ欺罔シタト云フコトノ告訴告發若ハ  
檢事ノ取調ダケニ依テ、モウ既ニ銀行  
ハ殆ド致命傷ヲ受ケル大問題デアリマ  
ス、サウシテソレガ罰セラレルト、一年  
以下ノ懲役ニ處セラル、カモ分ラナ  
イ、一方ハ唯千圓ノ過料デアル、斯ウ云  
フ立法ノ仕方ト云フモノハ、ソレハ甚  
ダ危険ノ規定ノ仕方デアルト思フノデ  
アリマスガ、是ハ結局意見ノ相違ダラ  
ウト思フガ、併シ商法デハ現ニ此検査  
ヲ妨ゲタ場合ニ於テハ罰則ヲ設ケテア  
ル、二百六十二條ノ二ノ四「本編ノ規定  
ニ依ル検査又ハ調査ヲ妨ケタルトキ」  
二百六十二條ノ二ノ三ニモアル「本編  
ノ規定ニ依リ閲覽ヲ許スヘキ書類ヲ正  
當ノ理由ナクシテ閲覽セシメサリシト  
キ」斯ウ云フ其商法ノ規定ガアルカラ、  
此商法ノ規定ヲ見テモ此罰則ハ僅ニ五  
圓以上五百圓以下ノ過料ニ過ギナイ、

サウスルト他ノ法律ト權衡ガ取レナ  
イ、先程申上ゲタヤウナ紙一重デ、ドン  
ナニデモ認定ガ出來ルヤウナ事柄ヲ、  
一足飛ニ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下  
ノ罰金ニ處スルト云フ、此飛離レタ立  
法ヲ爲スニ至リタル理由如何、之ヲ伺  
ヒマス

○八並政府委員 只今御質問ニナリマ  
シタ検査役ノ調査ノコトガ、商法ニ規  
定シテアリマス、此方面ノ罰則ハ三十  
四條ノ罰則ヨリ輕イノデアリマス、併  
シ三十四條ニ規定シタモノハ検査ヲ妨  
ゲタトカ云フヤウナ行爲デ、抽象的ニ  
マシテ、惡意ヲ以テ或ハ策略ヲ以テ妨  
ゲルモノモアリマス、或ハ單ニ其場ヲ  
外ヅシテ消極的ニ検査ヲ妨ゲル場合モ  
アリマス、ソコデ三十四條ヲ御覽ニナ  
ルト、一年以下ノ自由刑又ハ千圓以下  
ノ罰金ト云フコトニナッテ居リマシテ、  
非常ニ範圍ガ廣イノデアリマスカラ、  
事ノ輕重ニ應ジテ相當ニ裁量スルコト  
ガ出來ルノデアリマス、ソコデ監督官  
廳カラ帳簿ヲ検査スル場合ニ、三十四  
條ニ規定シタヤウナコトヲ惡意ヲ以  
テヤツタトキハ、單ニ千圓ノ罰金ト云フ  
コトデハ輕イト思ヒマスノデ、サウ云  
フ場合ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮ト  
云フ自由刑ガ適用サレルコトニナッテ  
居ルノデアリマス

ノデアリマスガ、惡イ方ヲ見レバ、マダ  
一年デハ足リナイ、惡辣ナコトヲヤッテ  
預金ヲ集メテソレヲ喰フテ行クヤウナ  
銀行ナラバ、一年デモ足リナイ、併シ斯  
フ云フ規定ノ仕方ニ依テ、左程惡クナイ  
事業家ガ脅威ヲ受ケルコトモ考ヘナケ  
レバナラヌ、嘗テ商法改正ノ際ニ、往年  
吾ミガ司法省ニ居タ時ニ、蛸配當ナド  
ヲ罰スルニ付テ重イ規定ヲ設ケヤウデ  
ハナイカト云フトキニ議論ガアツタ、又  
議會デモ隨分面倒デアツタ、其場合衆議  
院ニ於テ法律ヲ以テ人心ヲ正サウト云  
フコトハイカヌ、又鬼面人ヲ威スヤウ  
ナ法律ヲ作ツテ、銀行會社ニ望ムコトハ  
イカヌト云フ議論モアリマシテ、ソレ  
ガ勝ヲ制シタノデス、又刑事訴訟法ニ  
於テ拘禁ハ二箇月以上ニ及ンデハナラ  
ヌト云フコトガ本則デアル、吾ミモ其  
積リデ協賛ヲ與ヘタノデアル、所ガ今  
日ハ六箇月モ七箇月モ拘禁シテ居ル、  
サウ云フコトモアリマスカラ、餘程慎  
重ナ態度ヲ以テ刑罰法ヲ決メナケレバ  
ナラヌ、ソレデ一年以下ノ自由刑ト云  
フコトヲ以テ臨マナイデモ、検査官ヲ  
置イテ能ク検査ヲスレバ、本法ノ目的  
トスル所ヲ達スルコトガ出來ルノデア  
リマスカラ、斯ウ云フ重イ刑罰ヲ設ク  
ル必要ハナイト思フノデアリマス、ソ  
レカラ次ニ三十四條ト三十三條ノ差違  
デアリマス、二十三條ニハ免許ヲ受ケ  
ナイ潛リ銀行ガ營業シタ場合ハ、五千  
圓ノ罰金デアル、サウシテ正當ニ免許

ヲ受ケタ銀行ガ、唯検査ヲ妨ゲタト云  
フダケデ、一年以下ノ自由刑又ハ千圓  
以下ノ罰金ニ處セラレル、斯ウ云フヤ  
ウナ刑ノ權衡ヲ得ナイノハ不都合ト思  
ヒマスカラ、此點ヲ承リマス

○八並政府委員 御尤ノヤウニ承リマ  
スガ、能ク精細ニ三十三條ト三十四條  
ヲ御對照ニナレバ、權衡ヲ失シテ居ナ  
イト思ヒマス、原君ノ御質問ノ御趣旨  
ヲ伺ヒマスト、三十三條ノ制裁ハ重キ  
ニ過ギル、是ハ惡イ方面ノミヲ見テ居  
ルカラデハナイカト云フヤウニ聽取リ  
マシタガ、決シテ惡イ方面ダケ見テ  
居ルノデハナイノデアリマシテ、惡  
クナイ場合モアリマスカラ、之ヲ緩  
和スル爲ニ、刑罰ノ範圍ヲ廣クシテア  
ルノデアリマス、ソレカラ三十四條ト  
三十三條ハ釣合ガ取レナイ、モット釣合  
ノ取レル規定ニシテハドウカト云フ御  
話デアリマス、然ルニ無免許デ銀行業  
ヲヤツテ居ル者ハ、ソレダケノ信用ヲ大  
體ニ於テ有シナインデアリマス、隨テ  
第三者ニ損害ヲ及ボスコトハ、三十四  
條ノ規定ノ如ク赤裸々ニ現實的ニ害ヲ  
及ボスモノデハナイノデアリマス、又三  
十三條ハ検査ヲ嚴重ニヤレバ無免許デ  
比較的少イノデアリマスガ、三十四條  
銀行業ヲヤルヤウナ者ハナクナルノデ  
アリマシテ、公衆ニ損害ヲ及ボスコトハ  
モアル想像スレバ非常ニ弊害ヲ來スト  
云フ場合モ想像シ得ルノデアリマス、

ソコデ法ノ立方ト致シマシタナラバ、矢張弊害ノ最モ多イト云フコトモ見テ置カナケレバナラヌ、併シ法律ノ罰則規定ト云フモノハ、斯ウ云フ規定ヲ必ズ適用スル事實ガ出來ルコトヲ希望シテ居ルノデハナイノデアリマス、相成ルベクハ、此罰則規定ト云フモノハ適用ノナイコトヲ、政府トシテハ又一般民衆トシテハ希望スル所デアリマス、併ナガラアツタ場合ハドウスルカ、萬一ノ場合ヲ想像シテ法律ト云フモノハ作ッテ置カナケレバナラヌ、是ハ私ガ申上ゲルコトハ、原君ニ對シテ却テ失禮デアルト存ジマスカラ止メマスガ、サウ云フ譯デ出來テ居ルコトヲ御承知ヲ願ヒタイ、ソコデ決シテ其間ニ釣合ガ取レテ居ラヌト云フコトハナイト斯様ニ信ジテ居ルノデアリマス、ソレカラモウーツ申上げテ置キタイノハ、三十四條ノ規定ノ罰則ハ、一年以下ノ懲役又ハ禁錮ト云フモノハ、商法ノ規定ノ三百六十一條ノ中ニモ殆ド同一程度ノ規定ガアルノデアリマス、此權衡カラ申シマシテモ、現在ノ時勢カラ申シマスナラバ、一年以下ノ懲役又ハ禁錮、又ハ千圓以下ノ罰則ニ處スルト云フコト並君ノ御答辯ハ私ノ質問ニ裏書サレタ考ヘテ居ルコトヲ申上げテ置キマス○原委員　是ハ本當ノ最後デス、今八ノ一般認可ヲ受ケタル銀行ニ於テ、一

番他ニ損害ヲ及ス場合モ假定シ、又二十三條モ無免許ノ奴等ガ大袈裟ナコトヲヤクテ、大損害ヲ與ヘルト云フヤウナ場合ト、兩方比較シタナラバ、矢張刑罰デアルカラ、ドウ云フコトガ起フテ來ルカ分ラヌカラ、矢張同等ノ刑罰ノ盛分明ニナルカト思フノデアリマスガ、是等ハ意見ノ相違デアリマスカラ、私ハ茲ニ新ニ問ハムトスル所ハ、此三十四條以下ノ取締役監査役ト云フ文字ガ竝ベテアリマスガ、此取締役監査役ト云フモノハ株式會社デハ數人アルコトヲ豫想スルノデスガ、然ル所此取締役ハ取締役ト云フ名前ナヘ掲ゲテ居ル者デアツタナラバ、全部是デ處罰スル積リデアルカ、或ハ其議ニ干與シテ承認ヲ與ヘタル取締役監査役ダケヲ言フモノデアルカ、之ヲ伺ッテ置キマス

○小野委員長　ソレデハ暫時休憩致シマス

午後三時四十五分休憩

○小野委員長　休憩前ニ引續イテ之ヨリ再開致シマス

○小野委員長　之ヨリ討論ニ入リマス

○小川委員　私ハ銀行法案ニ付キマシテ二三ノ修正ヲ加ヘマシテ原案ニ贊成ヲシタイト思ヒマス、本案第三條ニハ「銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス」ト云フコトニ原則ヲ定メアリマス、併シ人口一萬未満ノ地ニ於ケル銀行ノ如キ小サイ銀行ヲ、百萬圓ノ資本金ヲ有スル株式會社トスルコトハ甚ダ困難デ、今日ノ實際ノ事情ニ適切デナイ恐レガアリマス、ソコデ原則ハ資本金百萬圓ニ定メテ置キ、人口一萬未満ノ地ニハ資本金五十萬圓以上ノ銀行ヲ認メタイト思フノデアリマス、本案ニハ小銀行ノ資本金ヲ百萬圓以上トナス爲ニ、猶豫期限ガ設ケテアリマス、ソレハ七年若クハ十年ト云フコトニナツテ居リマスガ、前申ス趣旨ニ依テ最低資本金額ニ關シ修正ヲ加ヘマスト、其猶豫期間モ短縮シテ差支ナイコト、思ヒマス、ソレデ其猶豫期間ヲ總テ五年ニシタイン思ヒマス、尙ホ銀行ノ兼業ニ付テハ第

五條ニ依テ擔保付社債信託業ノ外將來禁止セラレルコトニナリマスガ、ソレニ付キマシテハ三年ノ猶豫期間ガ與ヘラレテアリマス、今之ヲ改メ五年ノ猶豫期間ニシ、以テ總テノ場合ニ於テ猶シテ次ニ讀上グマスヤウナ條文ニ修正シタイト思ヒマス、銀行法案中左ノ通修正ス第三條第二項中「七年」トアルヲ「五年」ニ改ム、第四十條中「七年」トアルヲ「五年」ニ改ム、第四十一條第一項中「七年」トアルヲ「五年」ニ改メ、第二項ヲ左ノ通改ム、命令ヲ以テ定ムル人口一萬未滿ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ、第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セズ、但シ其ノ資本ハ本法施行後五年内ニ五十萬圓以上ト爲スコトヲ要ス、第四十二條中「三年」トアルヲ「五年」ト改ム、法文ノ修正ハ斯ノ如キモノニシタインデアリマス、銀行法案以外ノ四法案ハ總テ原案ニ贊成シタイト思ヒマス

○加藤委員 只今小川委員カラ修正意見ガ出マシタガ、私共ハ此年限ガ七年後デアル旁此原案ノ百萬圓デモ強イテ故障ハナイト云フ考デアリマシタケレドモ、地方ノ狀況ヲ考ヘテ見マスルト云フト人口一萬未滿ノ土地ノモノニ百萬圓増資ヲ強制スルト云フコトハ、幾分穩當ヲ缺クノ虞ガアリマスノデ、今小川委員ノ修正意見ノ通り之ヲ五十

萬圓トシテ、年限ヲ短縮スルト云フコトニ贊成ヲ表シマス

○木暮委員 私ハ只今述ベラレタ小川君ノ修正意見ニ贊成ヲ表シマスト同時ニ、現在金融界ノ有様ニ鑑ミマシテ、三項ノ希望條件ヲ提出スルモノニアリマス、極メテ簡單ニ之ヲ讀ンデ説明致シマス、詳細ノコトハ何レ本會議ニ於キマシテ申上グタイト考ヘテ居リマス、其一つハ「銀行監督ノ徹底ヲ期シ且ツ銀行検査官ノ任用ニ付テハ特別任用ノ途ヲ開カレムコトヲ望ム」ト云フノデアリマス、之ハ政府ガ庶幾スル所ノ銀行監督ノ趣旨ヲ達成スル上カラ申シマシテモ、之ヲ特別任用ニスルコトガ宜カラウト私共ハ考ヘテ希望スル次第デアリマス、第二ハ「普通銀行ノ不動産資金化ニ付適當ナル方法ヲ講セラレムコトヲ望ム」是モ御説明申上ゲルマデモナク、今日地方ノ普通銀行ニ於キマシテ、不動産ガ資金化セラレタ爲ニ、幾多ノ弊害ヲ生ジテ居リマスノデアリマス、點ニ付キマシテハ速ニ政府ニ於テ適當ナル普通銀行ノ不動産金融、勸業銀行ト農工銀行トノ聯絡脈絡ト云フモノニ付テ適切ナル方法ヲ講ゼラレタイト云フ趣旨デアリマス、第三ニ「本法規定ノ最低資本金額ニ達スル爲ノ資本ノ増加ヲ行フ場合ニハ、特ニ從來ノ狀況ニ鑑ミ、適

決メテ居ッタモノヲ、將來ハ勿論現在アノ方デハ今批評スル譯ニ參リマセヌ、斯ル關係ガゴザイマスカラ御希望トシテハ無理カラヌ御希望デアルト考ヘルノミナラズ、斯ウ云フノ實際ノ狀況ヲ取マシテ戴キタイト云フ趣旨デアリマス、大ナル御手心ヲ加ヘテ實情ニ合フヤウニシテ戴キタイト云フ趣旨デアリマス、此事ノ善イコトハ勿論デアリマスガ、幾分カ茲ニ増資ヲ致シマスル場合ニハ、寛大ナル御手心ヲ加ヘテ實情ニ合フヤウニシテ戴キタイト云フ趣旨デアリマス、○川崎委員 只今木暮君ノ述ベラレタマスカラ同意ヲ致シマス

○金光委員 木暮君ノ希望條件ニ贊成致シマス、ソレカラ尙ホ小川君ノ修正致シマス、ソレカラ尙ホ小川君ノ修正致シマスカラ同意ヲ致シマス

○小野委員長 別ニ他ニ御發言ハ無サ

サウデゴザイマスカラ採決ヲ致シタイト思ヒマスルガ、私ハ甚ダ經驗ガナインデ、一應諸君ニ御諮詢致シタイト思ヒマスコトハ、採決ノ前ニ念ノ爲ニ政府當局ノ之ニ對スル御意見ヲ伺ッテ置ク方ガ宜シカラウト思ヒマスルガ、諸君ノ御意見ヲ伺ヒマス。

「〔贊成々々〕ト呼フ者アリ」政府見ニ對シテハ、政府ハ同意ヲ表シマス、○片岡國務大臣 小川君ノ修正ノ御意見ニ對シテハ、政府ハ同意ヲ表シマス、

○小野委員長 希望條件ヲ提出セラレ後デアル旁此原案ノ百萬圓デモ強イテ故障ハナイト云フ考デアリマシタケレドモ、地方ノ狀況ヲ考ヘテ見マスルト云フト人口一萬未滿ノ土地ノモノニ百萬圓増資ヲ強制スルト云フコトハ、幾分穩當ヲ缺クノ虞ガアリマスノデ、今小川委員ノ修正意見ノ通り之ヲ五十

切ニ認否ヲ決セラレムコトヲ望ム」、是非御承知ノ通りニ從來ハ是カラ起ル將來ノ銀行ニ對スル資本金ヲ内規ニ依テ

○小野委員長 分リマシタ、私ハ先程申ス通リ甚ダ無經驗デアリマスカラ、モウ一ツ諸君ニ御諮詢致シタイト思

ヒマスルガ、先程小川君ノ提出サレタ  
修正案ノ中ニ「七年トアルノヲ」「五年」  
ト云フコトヲ始終言ハレタノデアリマ  
スガ、是ハ括弧七年括弧ト云フコトガ  
漏レタノデアリマセウガ、併シ「七年ト  
アルヲ」ト云フコトヲ特ニ入レル必要  
ガアリマスカ、私自身デハ括弧七年括  
弧ヲデ宜シイヤウニ思ヒマスガ……

〔委員長一任〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 是ハ委員長ニ御委セ下  
サイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 宜シウゴザイマスカ、  
是ヨリ採決ニ入リマス、全部——修正  
希望條件共ニ御異議アリマセヌカ

午後四時五十二分散會

○小野委員長 然ラバ月曜日ノ午前十  
時カラ兌換銀行券整理法案ニ付テ審議  
ヲ致シマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマ  
ス

案ガ當委員會ニ付託ニナツテ居リマス  
ガ、政府ノ御希望ハ、會期モ大分切迫シ  
テ居リマスカラ、此銀行法案外四件ハ  
多分火曜日ノ本會議ニ上程ニナルト思  
ヒマスガ、其前ノ日、委員會ノ定日ナル  
月曜日ヨリ兌換銀行券整理ニ關スル法  
律案ノ審議ヲ始メテ貰ヒタイト云フ御  
註文ガアルノデアリマス、諸君ニ御諦  
リヲ致シマス

○小野委員長 是ハ委員長ニ御委セ下  
サイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 宜シウゴザイマスカ、  
是ヨリ採決ニ入リマス、全部——修正  
希望條件共ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 ソレデハ其通り決定ヲ  
致シマス、尙ホ本會議ニ委員長報告ヲ  
致シマス際ニ、不得手ナル私デアリマ  
スカラ、其報告ニ於テ誤ガアルカモ知  
レヌト思ヒマス、不十分ノ點ガアレバ其  
點ハ諸君ノ御補正ヲ願ヒタイト云フコ  
トヲ豫メ御願致シテ置キマス、尙ホ外  
ノ四件即チ貯蓄銀行法中改正法律案、  
農工銀行法中改正法律案、北海道拓殖  
銀行法中改正法律案、非訟事件手續法  
中改正法律案ハ、原案通り決定致シテ  
宜ウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○小野委員長 其通り決定ヲ致シマス、  
散會ニ先ダチマシテ御諦リヲ致シタイ  
コトハ、兌換銀行券ノ整理ニ關スル法律

昭和二年三月五日印刷

昭和二年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社